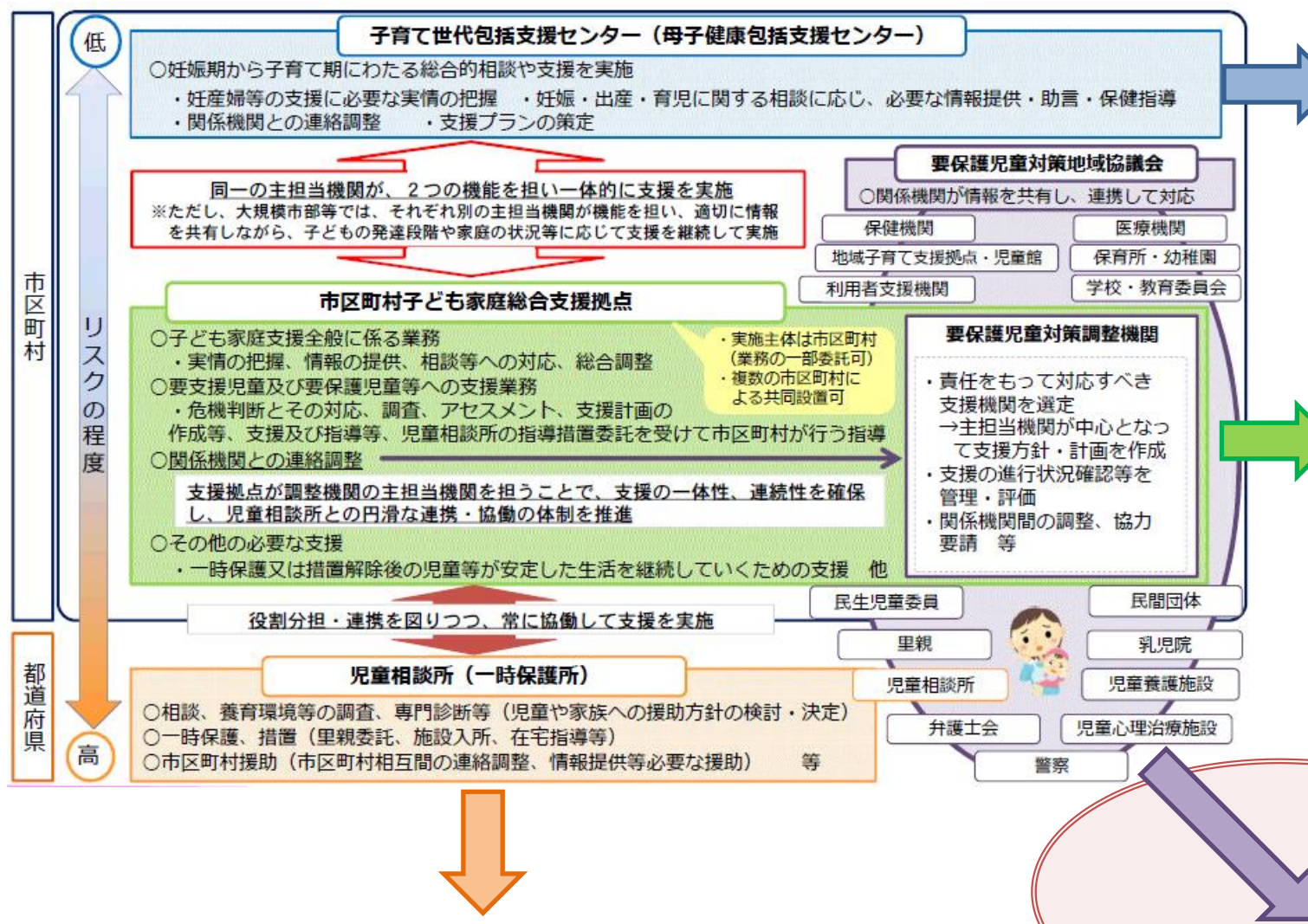


第3次札幌市児童相談体制強化プランの構成について（たたき台） 児童虐待防止対策体制の強化

体制強化の全体像（厚生労働省作成資料）

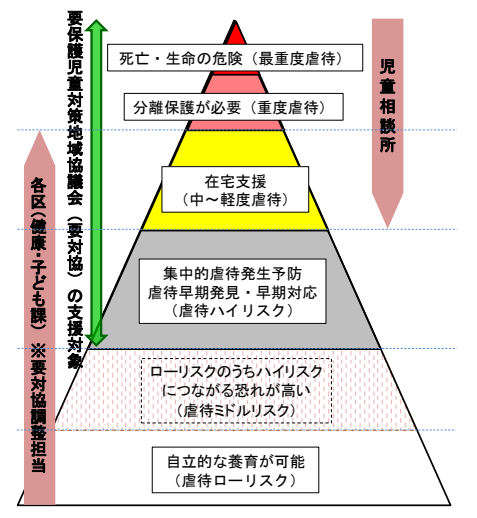


各区の支援体制の強化

- <現状・課題>
- 平成28年度から各区保健センターを子育て世代包括支援センターと位置付け。
 - 虐待ミドルリスク層の支援体制を強化し、虐待の発生防止やハイリスク層への移行を防止することが重要。
 - 要対協事務局は各区家庭児童相談室（各区3名体制）が担っているが、市区町村子ども家庭総合支援拠点は未設置。
 - 虐待の重篤化防止には、虐待ハイリスク以上世帯の着実な把握と、要対協による支援の充実が重要。

<強化の方向性等>

項目	概要・検討が必要な事項等
子育て世代包括支援センター機能の強化等	各区保健センターに母子保健相談員を配置し、妊娠期から出産・育児までの各段階に対応できる一貫性・整合性のある切れ目のない支援体制を強化。 保健センターの心理職員の体制を強化し、支援が必要な妊婦及び親子に対し関係機関との連携を図りながら適切な支援を行う。
各区子ども家庭総合支援拠点の設置	各区保健センターに子ども家庭総合支援拠点を設置し、身近な地域における相談支援体制及び専門性の強化や、要保護児童対策地域協議会の機能強化を目指す。（具体的な支援の在り方や体制等について検討が必要。）
その他体制強化に向けた取組	各区保健福祉部及び関連部所との庁内連携の強化、市町村（区）支援児童福祉司による支援の在り方の検討、ICT活用による業務効率化等



※各区の支援体制の強化、児童相談所の体制・機能強化、関係機関との連携強化等は相互に関連

児童相談所の体制・機能強化

- <現状・課題>
- 児童福祉総合センターの開設当時（平成5年度）から職員数は大幅に増加。
 - 令和元年の法令改正等により、児童福祉司（～令和4年度）及び児童心理司（～令和6年度）の大幅な増員や、医師及び弁護士等の配置が求められており、専門性を有する職員の確保が課題。
 - 一時保護の受け皿拡充、相談室の確保、執務スペースの拡充に向けた対応の具体化が急務。
 - 初期調査部門のマネジメント体制整備のため、令和元年10月に管理職（部長職・課長職）を配置。

<強化の方向性等>

項目	概要・検討が必要な事項等
（仮称）第二児童相談所の整備	専門的相談支援拠点として（仮称）第二児童相談所を整備し、キャパシティ不足解消、アクセス性向上による利便性向上や各区・関係機関との連携強化を目指す。（立地及び規模等について検討が必要。）
専門職の確保と専門性強化	計画的な職員採用や、児童相談関係職員スキルアップ研修の継続・充実を図る。 弁護士への相談体制を拡充し、法的対応力の強化を目指す。
その他体制強化に向けた取組	子ども安心ホットライン（189）の電話相談体制の強化、介入部門と支援部門の分離と各部門の体制強化、医師職の配置の在り方検討、親子関係再構築支援の充実、ICT活用による業務効率化等

関係機関との連携強化等

- <現状・課題>
- 平成30年度より児童虐待防止ハンドブックの配布及び在宅支援アセスメントシートの運用を開始。
 - 支援が必要な世帯の確実な把握と支援の充実のためには、より幅広く関係機関の虐待への感度を高め、連携強化につなげることが重要。
 - 児童家庭支援センターは市内4か所。令和元年度より指導委託（措置による在宅指導）を拡充。
 - 平成29年度より、養育状態の改善等に向けて家事・育児支援を行う「養育支援員」の派遣を開始。

<強化の方向性等>

項目	概要・検討が必要な事項等
要保護児童対策地域協議会の機能強化	子ども家庭総合支援拠点の設置や、「児童虐待防止ハンドブック」の活用等により、関係機関との支援の枠組みの共有や、顔の見える関係作りを促進。 要対協個別ケース検討会議の質・量の充実や、実務者会議等を活用した着実な進行管理に向けて、検討を進める。
児童家庭支援センターの拡充	児童家庭支援センターを増設（4施設→6施設）するとともに、指導委託を拡充することで、地域における在宅支援体制を強化
その他体制強化に向けた取組	DV対策との連携強化に向けた検討、地域資源の充実、児童虐待防止に向けた普及・啓発の促進等